

## 令和7年第5回 大野城市農業委員会定例会議事録

令和7年9月10日、大野城市農業委員会会長 安河内 善一は、令和7年第5回大野城市農業委員会定例会を開催するにあたり、大野城市役所本館4階全員協議会室に大野城市農業委員を招集した。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用について  
(2件)

報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について  
(4件)

そ の 他

出席委員：出席委員：12名 欠席委員：0名 事務局職員：4名

開 会 (14時00分)

事務局長	<p>委員のみなさま、本日はお疲れさまです。</p> <p>本日の農業委員会は、総数12名に対し、委員のみなさま全員の出席でありますので、大野城市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、本日の委員会が成立することを報告致します。</p> <p>なお、議事については会長に進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>議事に入る前に、まず、大野城市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番委員及び6番委員の2名を議事録署名委員に指名致します。なお、指名された議事録署名委員の方は、後日事務局が作成する議事録に署名をお願いします。</p> <p>それでは、ただいまから令和7年9月の農業委員会定例会を開催します。本日の議題は、議決を要する議案が2件と、市街化区域内農地の転用届出に係る報告事項が2件、その他となっております。</p> <p>では最初に、議案第6号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を審議したいと思います。事務局から議案の概要説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第6号についての概要説明を行った。  (概要説明の内容)</p> <p>① 現に耕作されている農地の贈与による所有権の移転であること。</p> <p>② 対象農地は、市街化調整区域内の農地1筆(台帳・現況とも「田」)であること。</p> <p>③ 譲受人の農業機材の所有状況及び営農状況についても特に問題は無いと思われること。</p> <p>④ 地区担当の農業委員及び事務局職員にて、現地調査を実施済であること。</p>
議長	各委員からの質問・意見はございませんか。
委員	〔意見・質問無し〕
議長	<p>特に、委員のみなさんからの質問等が無ければ、本件の議案の議決をしたいと思います。本件の農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異論の無い方は挙手をお願いします。</p> <p>〔挙手により、(全委員賛成)を確認〕</p> <p>全委員の賛成と認めます。議案第6号については、申請農地の所有権の移転を許可することとし、事務局は速やかに許可書の交付手続きを執ってもらいたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第7号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を審議したいと思います。事務局から、議案第7号の概要説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号についての議案資料の概要及び意見書の説明を行った。</p> <p>(※内容は、「市街化調整区域」内の農地の5条許可申請ということから、本市農業委員会の意見として許可・不許可相当の審議を経て、県知事による許可案件とするもの。)</p> <p>(概要説明の内容)</p> <p>① 許可手続きの流れ。</p> <p>② 対象地の地番・面積・転用目的等の申請書記載の内容について。</p> <p>③ 意見書について、農地区分の説明、検討事項や意見の内容等の確認。</p>

事務局	<p>④ 農林事務所の担当者及び農業委員会事務局職員にて、事前に確認済であること。</p> <p>本件について、本市農業委員会として「許可相当」の意見書を提出することの可否についてご審議をお願いします。</p>
議長	各委員からの意見・質問等を求めます。何か質問やご意見等はありませんか。
3番委員	具体的なイメージが掴めない。
事務局	[全体イメージ図とスケジュールに関する資料を追加配布し、資料説明を行う。]
議長	<p>他に、委員のみなさんからの質問やご意見等が無ければ、本件の議案の議決をしたいと思います。この事務局案の内容で実施することに異論の無い方は挙手をお願いします。</p> <p>[挙手により、全委員賛成を確認]</p> <p>表決の結果、許可相当となりましたので、事務局はこの決定を本市の農業委員会の意見として、県へ意見書の提出をお願いします。</p>
議長	議案の審議が終わりましたので、次に、事務局長専決による報告第8号の農地法第4条に係る農地転用届出の報告を受けたいと思います。事務局から、案件の説明をお願いします。
事務局	報告第8号（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出）の2件についての概要説明を行った。
議長	各委員からの意見・質問等を求めます。何か質問やご意見等はありませんか。
3番委員	登記簿「宅地」としての説明があるだけでは、農業委員会に報告する内容では無いため、農地台帳に記載している農地と説明すべきではないか。
事務局	指摘のとおりです。
議長	他に委員のみなさんからの質問等が無ければ、報告第8号、2件の農地転用の届出を追認することとしてよろしいですか。

全委員	異議無し。〔全委員了承〕
議長	次に、事務局長専決による報告第9号の農地法第5条に係る農地転用届出の報告を受けたいと思います。事務局から、案件の説明をお願いします。
事務局	報告第9号（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出）の4件についての概要説明を行った。
議長	各委員からの意見・質問等を求めます。何か質問やご意見等はありませんか。
全委員	異議無し。〔全委員了承〕
議長	みなさんからの質問等が無いようですので、報告第9号、4件の農地転用の届出も追認したいと思います。  ただ今の報告で、本日の定例会で予定されていた議題は終了しましたが、「その他」として、委員のみなさんから何かありませんか。 〔6番委員からの挙手有り〕
6番委員	農業委員会女性委員登用推進シンポジウム「男女に手をとり合うこれからの農業！！」への参加のお礼と今後の予定について報告 〔全委員からの意見等無し〕
議長	他に何かありませんか。
全委員	〔他の委員からの報告や意見等無し〕
議長	委員のみなさんからは無いようですが、事務局からは無いですか？
事務局	〔今後のスケジュールについて説明を行った〕
議長	他に委員のみなさんから特に無ければ、本日の定例会は閉会とします。
14時30分 閉会	次回、令和7年第6回の定例会は、令和7年11月10日（月）14時からを予定。